

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○告示（漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止）の一部改正 （水産政策課）	1
○地籍調査の事業計画の定め （用地対策課）	2
○道路の区域変更（2件） （道路課）	2
公 告	
○土地改良事業の計画変更の適否決定 （北川土地改良区） （農業基盤課）	3
○開発行為に関する工事の完了 （都市計画課）	3
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	3
正 誤	
○正誤（平29・5・23付け 告示ほか）	6

告 示

高知県告示第422号

平成25年12月高知県告示第732号（漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成30年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

（1）小割り式魚類養殖業の表中
「大島宿毛湾中央加入 区第3,069号の漁業権の漁場の区域
区
を
「新大島宿毛湾中央加 区第3,069号及び区第3,082号の漁業権の
入区 漁場の区域
」
に改める。

高知県告示第423号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成30年度における地籍調査の事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
高知市	高知市吸江及び五台山の各一部並びに瀬戸西町三丁目、瀬戸南町一丁目及び瀬戸南町二丁目	平成30年度中
室戸市	室戸市佐喜浜町、室戸岬町及び吉良川町の各一部	〃
安芸市	安芸市赤野、古井、島及び大井の各一部	〃
南国市	南国市黒滝、桑ノ川、陣山及び十市の各一部	〃
土佐市	土佐市宇佐町宇佐、新居及び甲原の各一部	〃
須崎市	須崎市上分乙及び下郷の各一部並びに西糺町、東糺町及び桑田山甲	〃
宿毛市	宿毛市与市明及び宿毛の各一部	〃
土佐清水市	土佐清水市三崎及び布の各一部	〃
四万十市	四万十市名鹿、古津賀、双海、岩田、中村及び勝間の各一部	〃
香南市	香南市野市町下井、野市町下井ウノ丸、野市町下井ムノ丸、野市町下井ナノ丸及び吉川町吉原の各一部	〃
香美市	香美市土佐山田町西後入、土佐山田町角茂谷、香北町谷相、香北町中谷、香北町横谷及び物部町安丸の各一部	〃

東洋町	安芸郡東洋町野根、甲浦及び河内の各一部	〃
奈半利町	安芸郡奈半利町天コイノ峠、杉ヶ窪、宮ノ西及び甲ノ疇の各一部	〃
安田町	安芸郡安田町西島、西ノ川、東島及び正弘の各一部	〃
北川村	安芸郡北川村菅ノ上及び野川の各一部並びに竹屋敷	〃
馬路村	安芸郡馬路村馬路の一部	〃
芸西村	安芸郡芸西村馬ノ上、久重及び和食の各一部	〃
本山町	長岡郡本山町上関及び下関の各一部	〃
大豊町	長岡郡大豊町戸手野、角茂谷及び馬瀬の各一部	〃
土佐町	土佐郡土佐町田井及び境の各一部	〃
いの町	吾川郡いの町加田、小川縦ノ木山、中追、清水上分、清水下分、越裏門、大森及び葛原の各一部	〃
中土佐町	高岡郡中土佐町久礼の一部	〃
佐川町	高岡郡佐川町甲、乙、永野、二ツ野及び四ツ白の各一部	〃
越知町	高岡郡越知町鎌井田清助、横島北、南ノ川、横島中及び今成の各一部並びに長者	〃
四万十町	高岡郡四万十町寺野及び檜生原の各一部	〃
大月町	幡多郡大月町芳ノ澤及び周防形の各一部	〃
黒潮町	幡多郡黒潮町伊田、川奥、灘及び有井川の各一部	〃

芸東森林組合	室戸市吉良川町の一部	〃
--------	------------	---

高知県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年5月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鏡公園線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字フタマタ91番4地先から 吾川郡いの町長澤字フタマタ191番1まで	前	4.0 }	210
	後	13.0 }	210

高知県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年5月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久保大宮線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町日ノ御子字都路3番12地先から 香美市香北町日ノ御	前	4.2 }	43
		5.6	
		4.2	

子字都路3番2まで	後	5.6	43
-----------	---	-----	----

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、北川土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 変更後の土地改良事業計画書の写し
- (2) 変更後の定款の写し

2 縦覧期間

平成30年5月22日から同年6月19日まで

3 縦覧場所

北川村役場

4 その他

この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この決定の取消しの訴えを提起することができる。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成30年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年6月6日 28高幡土開第1号	幡多郡黒潮町入野字 原本1650-1ほか36 筆	幡多郡黒潮町入野 5893番地 黒潮町長 大西 勝也

監 査 公 表

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月22日

高知県監査委員
29高行管第340号
平成30年3月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成30年2月20日付け29高監報第13号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

（財務会計事務）

それぞれの事務処理の誤りは、基本的なことが徹底されていないことに起因して発生している。については、各機関において、法令等の内容を再確認することを周知徹底し、これらに沿って事務を執行すべきである。

特に契約事務は、重要な法律行為であり、契約当事者である県庁全体の信頼性にも大きな影響を及ぼすことから、今一度その重大性を再認識し、チェック体制の一層の充実を図り、適正に事務を執行することを強く求める。

（服務管理事務）

服務管理事務の事例については、先の出先機関前期監査及び本庁監査で多数の機関で手続漏れが見受けられたことから、全庁的に改善を求めたところである。今回の出先機関後期監査でも一部の機関で同様の手続漏れが見受けられたことから改善を求める。

（今後の適正化に向けて）

今回の監査結果については、指摘事項等のあった機関のみならず、指摘事項等のなかった機関においても、同様の誤りを起こさないよう全職員に周知されたい。

2 措置状況

（財務会計事務）

研修等において「チェックシート」等を活用し決裁時における各所属での確認を徹底するよう指導してきた取組に加えて、各所属におけるチェック体制の強化と執行管理を徹底するため、所属内のチェックの要となる課長補佐、次長に対し、会計書類や契約書等を確認する際のチェックポイントに特化した研修を2月に実施しました。

この研修を、対象を拡げて、所属長やチーフに対しても実施することにより、会計事務の基本を徹底し、所属全体のチェック体制の強化を図ります。

さらに、職員の契約事務能力の向上とチェック機能の強化のため、平成30年3月に作成した「契約事務のポイント」を活用し、契約事務の適正化を図るとともに、各所属で作成する契約書に不備がないか、会計支援担当職員が定期的に確認を行います。

また、監査指摘事項等については、会計管理局だよりや研修等を通じて同様の誤り等が生じないようにするための対策を全職員に繰り返し徹底するとともに、会計事務上の不明点等は、会計支援担当職員や会計専門員に速やかに相談・確認するよう全庁に周知するなど、各所属への会計支援の強化を図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

（服務管理事務）

出張中の自動車運転時間について、時間外勤務の対象となる場合などを改めて周知し、課長補佐・次長を対象とした会計研修においても、指摘内容の周知を図りました。

今後も、管理職員を対象とした服務説明会など機会を捉えて、関係規則等について周知を行い、適正な事務執行に取り組みます。

（今後の適正化に向けて）

上記の取組に加えて、指摘のなかった他の所属においても、今後、同じ指摘を受けることのないよう、定期監査の報告の内容について、全ての所属で共有し、適正な事務執行に努めるよう徹底を図っています。

第2 指摘とされた機関

1 中央東県税事務所

(1) 指摘事項

平成29年度において、法人事業税及び地方法人特別税に関する重加算金の算定を誤っていた。

これは、重加算金の算定方法を定めた地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の47第1項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第15条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

(2) 原因又は理由

今回の誤算定は、修正申告における重加算金の対象所得を増加所得金額とするべきところ、誤って増加所得額の一部金額を重加算金の対象所得として算定したために発生したものです。

具体的には、法人税における平成22年4月期、平成23年4月期、平成24年4月期にかかる修正申告に対して、国は平成29年6月16日に3カ年分の重加算税の対象所得を決定

し、平成24年4月期の処理の中で3カ年分の重加算税を課していました。

それに対して、県は、重加算税の対象所得は平成24年4月期だけであると誤認して法人事業税及び地方人特別税の重加算金を計算したため、過少な算定となったものです。

(3) 措置状況

今後、重加算金の算定を行う場合には、法人税の重加算税の算定基礎である重加算税の対象となった所得金額を正確に把握するため、各種のデータから関連する事業年度を割り出したうえで、各事業年度における重加算税の処理内容を十分に精査することで、重加算金を適正に算定するよう努めてまいります。

なお、指摘の対象となった重加算金の差額については、平成29年11月10日付けで重加算金の更正を行い、11月17日に完納となっています。

2 大阪事務所

(1) 指摘事項

平成28年度分の新聞代（2紙分）を平成29年度予算で平成29年7月に支払っていた。

これは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条第1項に規定する歳出の会計年度所属区分に反する不適正な事務処理である。

今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

(2) 原因又は理由

大阪事務所園芸分室で購読している新聞の1紙について、平成29年6月20日に販売元から「平成28年度分の請求書を送付し忘れていた」旨の連絡があり、支払い漏れがあることが判明しました。

また、あわせて確認したところ、もう1紙についても、平成28年度分の請求書が送付されてきておらず、こちらも支払い漏れが判明したものです。

これらについては、複数の職員がチェックリストにて確認していましたが、新聞代の支払いとして一つにまとめたチェックリストとしていたため、どの新聞代の支払いを行ったかまでは確認できないものでした。また、経費支出伺により支出していたため、財務会計システムで支出状況を把握できない状況でした。

(3) 措置状況

チェックをより正確に行うため、チェックリストの見直しを行い、新聞の支払いとして一つにまとめていたチェックリストを事業者ごとに改め、どの事業者へ支払ったかを明確化しました。

また、翌年度購読分の見積依頼を行う際にも、重ねて当年度分の請求書の送付を要請するとともに、平成30年度からは、年度当初に支出負担行為を行い、財務会計システムでも支出実績管理を行うこととしました。

あわせて、年度替わりの担当者の引継ぎをより確実にするため、チェックリストは担当者だけでなく、課長、出納員も引き継ぎ、管理体制の強化を図ることとしました。

3 名古屋事務所

(1) 指摘事項

平成28年度の常時資金の精算において、平成29年4月に行わなければならない戻入処理を同年5月に行っていた。

これは、前渡資金の精算について定めた高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第58条第8項の規定に反する不適正な事務処理である。

今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

(2) 原因又は理由

平成28年度の常時資金を締めた平成29年3月30日の翌31日に、就職アドバイザー引上げに伴い次年度使用しない交通系ICカード（manaca）の存在に担当が気づき、返却手続を行いました。

本来、資金前渡職員である所長に返すべきこの返却金を、担当が準備した封筒に入れて金庫で保管したままその存在を失念していました。

平成29年度に入ってから、平成29年3月30日に締めた額で精算（戻入処理）を行いました。

その後、出納閉鎖が迫った5月末に改めて処理漏れの有無を確認していた際に、戻入漏れの常時資金（上記返却金）があったことが発覚したため、5月に戻入処理を行うこととなりました。

(3) 措置状況

常時資金に関する規定を改めて確認するとともに、特に、常時資金は資金前渡職員である所長が一括管理することを改めて徹底し、事務所職員に周知しました。

また、年度末に職員全員で金庫内を入念にチェックすることとし、同様の事例の再発防止に努めます。

あわせて、会計研修への出席などにより、事務所職員の会計事務に関する知識の習熟に努めています。

4 中央東土木事務所

(1) 指摘事項

平成28年度に占用許可通知のあった河川敷占用料について、平成29年度に収入調定を行っていた。

これは、調定は速やかに行わなければならないと定めた高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第22条に反する事務処理である。

今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

(2) 原因又は理由

上記は、河川法の規定に基づき国の許可によるものを県の収入としている占用料で、土木事務所では河川課から通知を受けて収入調定を行っているものです。

占用料の収入調定は、許可が継続している場合、年度当初に1回行いますが、本事案は、年度途中で許可期間が更新されたため、更新後の占用料の徴収を年度途中に行うべきところ見落としがあり、平成29年度になって気づいたことから、過年度分の占用料として事後に収入処理を行ったものです。

(3) 措置状況

今後は、国の許可による河川占用案件に係る河川課からの通知について、受理した際には、担当者とチーフの2人で収入調定について確認したうえで文書を回覧に付すことにより収入調定の漏れがないようにし、再発防止に努めます。

5 中央西土木事務所

(1) 指摘事項

平成29年度伊野合同庁舎保全整備委託業務契約書において仕様書を添付していなかった。また、遅延利息の率を年2.8パーセントとすべきところ年2.7パーセントとしていた。

仕様書を添付していない契約書は、委託業務の内容が分からないものであり、遅延利息の率の規定は、契約内容に影響を及ぼす重要な事項である。当該契約書の作成は、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

(2) 原因又は理由

仕様書が添付されていなかったことについては、この契約の起案時には、契約書（案）に仕様書を添付し、決裁を受けていましたが、決裁後、製本時に担当者が仕様書を添付せずに作成し、さらに公印の審査時に仕様書の添付漏れに気がつかずに事務処理を行ったことが原因です。

遅延利息の率の誤りについては、担当者が、遅延利息の率が、契約締結日によって適用される場所を、契約期間によって適用されると勘違いをしており、また、決裁の際にも適用する遅延利息の率をチェックできていなかったことが原因です。

(3) 措置状況

契約書を製本するときは、担当者が、仕様書等の添付書

類に抜かりがないかを十分確認するとともに、公印の審査時に、契約書の仕様書等について、抜かりがないかチェックを徹底します。

また、遅延利息の率については、担当者が、契約締結日に該当する遅延利息の率を会計管理課の掲示板等で確認するとともに、決裁の際にも誤りの無いようにチェックを行います。

30高教政第44号
平成30年4月11日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況の報告について
平成30年2月20日付け29高監報第13号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項

機関名：幡多青少年の家

(1) 指摘事項

平成29年度の警備業務委託において、予定価格調書を契約担当者ではない者が作成していた。

(2) 原因又は理由

幡多青少年の家では、従来、予定価格調書の価格決定の積算資料を総務担当チーフが作成し、それを基に契約担当者（所長）が予定価格調書を作成していますが、当該チーフ及び契約担当者において、予定価格調書の重要性に関する認識が不十分であったため、当該チーフが予定価格調書を作成し、後日、契約担当者が作成者印及び決裁者印を押印したものです。

(3) 今後の対応

指摘事項を厳しく受け止め、今後は、所長以下関係職員が、契約事務における予定価格の意義と重要性を十分認識し、予定価格の決定及び予定価格調書の作成にあたっては、常に厳正公正に行うこととし、契約事務を適正に執行します。

機関名：高知小津高等学校

(1) 指摘事項

平成28年度の学習室空調設備設置工事及び平成29年度の中庭駐車場拡張工事は、いずれも設計金額が100万円を超えるため、予定価格調書の作成が必要であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。

(2) 原因又は理由

「高知県契約規則の施行について（依命通達）」が平成27年3月13日に改正（平成27年4月1日施行）され、予定価格調書の作成を省略することができる工事の予定価格が250万

円を超えないものから100万円を超えないものに改正されていたにもかかわらず、その情報が共有されていなかったため、複数チェックを行うも機能せず法令に反する不適正な事務処理を行ったものです。

(3) 今後の対応

指摘事項を厳しく受け止め、今後は、会計事務の適正執行と日常業務において情報を共有しやすい職場環境づくりに努めるよう、通知文や研修等での情報を担当者間で共有することを徹底します。特に会計処理に直結する法令改正等については、随時協議を行う等、職員一人ひとりへの周知徹底を図り、これまで以上に複数チェック体制の強化に取り組むことで再発防止に努めます。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平29・5・23	9938	目次	1	左 (12・13)	○告示（漁業災害補償法による <u>単位漁場区域</u> の設定及び告示の廃止）の一部改正	○告示（漁業災害補償法による <u>区域及び区分</u> の設定及び告示の廃止）の一部改正
		○告示	2	左 (2)	（漁業災害補償法による <u>単位漁場区域</u> の設定及び告示の廃止）	（漁業災害補償法による <u>区域及び区分</u> の設定及び告示の廃止）
平30・4・20	10031	○告示	1	右 (4)	<u>字タノシタ</u>	<u>タノシタ</u>